

地方公共団体財政健全化法に関するQ & A

2024.5.20 現在

大分類 健全化判断比率

中分類 実質赤字比率

更新日	番号	質 問	回 答	備 考
2008/6/4	1	健全化法における「一般会計等」と決算統計における「普通会計」との関係如何。	健全化法における「一般会計等」は、各団体の一般会計及び特別会計の存在を前提に、決算統計における「普通会計」に相当する範囲の会計を指すものであるが、健全化法においては、現実に法的に存在している会計を単位に算定するため、一般会計の中の特定の事業に係る収支を抽出し、独立の特別会計として取り扱うような統計的处理（いわゆる想定企業会計）は行わない。 したがって、各団体の会計の設置形態によっては、両者に差異が生じる場合もある。	健全化法 2 I
2008/6/4 (2014/5/9 更新)	2	決算統計において、法非適用の有料道路事業、駐車場(整備)事業及び介護サービス事業の3事業に係る会計については、「公営企業会計」として取り扱われており、公営企業決算統計に報告している。 健全化法においても、同様に公営企業会計として2①表の対象となるのか。	介護サービス事業等が法適用企業でない場合は、2①表ではなく、公営企業以外の公営事業会計として1②表の対象とする。(したがって、法適用企業でない介護サービス事業等は、資金不足比率の算定対象とはならない) また、介護サービス事業等が法適用企業である場合は、法適用企業会計として2①表の対象となる。	健全化法 2 I ハ、同令 2、同則 1 地財令 46
2008/6/4	3	財産区に係る収支の経理を特別会計を設置して行っている場合、一般会計等に属する特別会計として1①表に計上してよいか。	財産区に係る収支を当該団体が設置する会計で経理している場合であっても、当該財産区は当該団体とは異なる法人格を持つ地方公共団体であるから、その収支は、一般会計等の収支には含めない(したがって、1①表には計上しない)。 また、同様の考えから、財産区に係る基金を当該団体の条例によって設置している場合であっても、充当可能基金の対象とはな	健全化法 2 I、2IVル

			らない（４⑧表に計上しない）。	
2012/ 5/31 (2017 /5/11 更新)	4	実質赤字比率や連結実質赤字比率の分母となる「標準財政規模」には、「臨時財政対策債発行可能額」は含まれるのか。	含まれる。（地財令附則第９条第２項を参照されたい。）	健全化法２Ⅰ、 地財法５の３④、地 財令１３、同令附９②
2008/ 6/4	5	特別会計を設けて貸付事業を行った際に生じる不用額については、決算統計上では事業繰越として処理されるが、これは「実質上の歳入不足」に起因するものではないため、歳入不足による事業繰越ではないのか。	「国の予算等貸付金債」に基づく助成を受けるために設けた特別会計の不用予定額については、制度上、①国からの貸付金を国へ繰上償還するとともに団体の一般会計への繰り戻しを行うか、又は②繰り越すことが必要となっている。 一般的には決算上の不用額（純剰余金）は黒字要素であり、基金へ編入するか又は純繰越金として翌年度の歳入に編入することになるが、これは翌年度における使途が決められてはいない財源だからである。一方、当該特別会計における不用予定額については、上記①の場合を除き、翌年度に繰越し、当該特別会計の歳出予算の財源としなければならないため、実態としては、当該財源部分は翌年度以降の事業に対応した財源として当該年度の財源から控除すべき部分であると認められる。したがって、事業繰越額として扱わざるを得ないものである。 なお、このような取扱いとは、これまでの決算統計や地方財政再建促進特別措置法における取扱いを変更するものではない。	健全化法２Ⅰ
2008/ 6/4	6	団体が設置する１つの会計の中に「一般会計等に係る特別会計」、「公営事業会計に係る特別会計」及び「公営企業会計に係る特別会計」の持つ性質を有する収支が混在するケースの取扱い如何。	一つの特別会計において左記の事業に係る収支を併せて経理している場合においては、それぞれの事業に係る歳入歳出の決算規模により、主としていずれの会計区分に該当するものであるかを判断するとの取扱いを記載要領 P.2 において示しているところ。	健全化法２Ⅰ

2008/ 6/4	7	土地区画整理事業に係る特別会計において、いわゆる普通会計に属する収支と法非適用企業の宅地造成事業に係る収支（保留地処分）とを併せて経理している場合、当該会計が一般会計等の会計か法非適用企業会計であるかは、それぞれの歳入歳出の決算規模により判断することであるが、それは年度によって、当該会計が一般会計等の会計か法非適用企業会計であるかが、変わり得るといふことか。	お尋ねの事例について、事業開始当初は、一般会計等に属する収支の規模が大きかったが、その後、一般会計等に係る事業が完了し、保留地処分に係る収支の決算が大きくなったような場合に、会計区分が変わることはあり得るもの。 ただし、両会計の決算規模が同程度であるため、年度ごとに会計区分が変わるような場合については、年度間の比較の観点から適当なことではないので、会計の収支の将来的な見込み等を踏まえ、各団体において適切に判断されたい。	健全化法 2 I
2008/ 6/25	8	健全化法における実質赤字額の定義は、歳入が歳出に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額並びに実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額（実質赤字額＝繰上充用額＋支払繰延額＋事業繰越額）とされている。 一方、算定様式においては、形式黒字がある場合、上記の実質赤字額から形式黒字額を控除する算式となっている。法文と取扱いが異なるのではないか。	「歳入が歳出に不足するため」とは、支払繰延や事業繰越のうち、歳入不足を原因として行われたものを実質赤字額として捉える（＝歳入不足が原因でなければこれらを実質赤字として捉えない）という意味ではなく、支払繰延や事業繰越を行った結果、全体の歳入が歳出（当該翌年度に繰り越すべき額を含む）に不足する額を実質赤字額とするとの意味である。（支払繰延等を行っていても、それに対する財源（歳入）が確保されている場合は、実質赤字として捉えないとの考え方。） すなわち、実質赤字額とは、繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額の合計額が、歳計剰余额（＝形式黒字額）及び当該繰越に係る未収入特定財源を上回る場合における当該超過額をいうものであり、これは、従来の再建法や決算統計における実質赤字額の考え方と同じである。	健全化法 2 I、 記載要領「(参考) 実質赤字額のイメージ」
2010/ 7/21	9	決算統計においては、市町村から後期高齢者医療広域連合に派遣されている職員の人件費について、市町村が計上している広域連合派遣職員分の人件費と、広域連合から市町村に広域連合派遣職員分の人件費として歳入している負担金等を規模控除するとされて	規模控除は行わない。健全化法第 2 条第 1 号において、「純計」とは、「一般会計等の相互間の重複額を控除」することとされており、当該市町村が設置した会計と後期高齢者医療広域連合が設置した会計との重複は純計の対象とはならないものである。	健全化法 2 I

		いるが、1①表（純計）における純計でも、決算統計と同様に規模控除するのか。		
--	--	---------------------------------------	--	--

中分類 連結実質赤字比率

小分類 一般会計等及び公営企業に係る特別会計以外の特別会計

更新日	番号	質 問	回 答	備 考
2012/ 5/31	1	決算統計においては、国保会計（事業勘定）の実質収支について、負担金や事務費の翌年度精算予定額を加味したもの（市町村調査表 52 表 64 列）と加味していないもの（同表 65 列）とがあるが、健全化法においては当該精算予定額を加味して 1 ②表に実質収支額を算定するのか。	翌年度精算予定額については、翌年度に精算されるものであっても、実質収支はあくまでも当該年度における収支を算定するものであるから、当該翌年度精算予定額は実質収支に加味しないこととしている。（後期高齢者医療事業や介護保険事業も同様である。）	健全化法 2Ⅱ

小分類 公営企業に係る特別会計（総括事項）

更新日	番号	質 問	回 答	備 考
2008/ 6/10	1	条例を定めて地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する農業共済事業は、法適用企業か。	健全化法上の「法適用企業」である。	健全化法 2Ⅰ
2008/ 6/10	2	2①表等において、事業区分を記入する欄があるが、地方公営企業法第 2 条第 3 項の規定により任意に同法の規定の全部又は一部を適用する企業（任意適用企業）である下水道事業については、「①～⑭」のうち、⑫に分類すべきか、⑭に分類すべきか。	⑫の下水道事業に分類する。 （なお、⑭その他は、公営競技や任意適用企業である介護サービス事業等が該当する。）	
2008/ 6/10	3	記載要領には、「流動負債の額」を決算統計から引用することとされているが、決算統計の流動負債には	「流動負債の額」には、貸借対照表に記載された額を記入する。決算統計の数値を用いた場合、①想定企業会計に分類された数	●法適用企業の流動負債の額は必ず決算

		一時借入金の額が調整済みのものであり、決算書類と一致しないのではないか。	値を誤って用いる危険があること、②決算統計の独自のルールにより誤った算定を行う危険があることから、決算統計の数値を引用することは避けていただきたい（あくまで参考資料である。）。	書類から引用すること。
2008/6/10	4	固定資産として保有している国債等は「流動資産の額」に加算することができないか。	固定資産は算入できない。	
2008/6/10	5	未稼働資産等整理債及び退職手当債は、資金不足額に算入しないでほしい。	「解消可能資金不足額」に関するQ & Aの「8」を参照いただきたい。	

小分類 解消可能資金不足額

更新日	番号	質 問	回 答	備 考
2008/6/10	1	算定様式2②表の解消可能資金不足額は、資金不足額が生じない特別会計については、算定する必要がないと理解していいか。	健全化令第3条第1項の規定による資金の不足額（解消可能資金不足額を計算する前の資金不足額）がない場合は、解消可能資金不足額を用いることはないので、算定様式2②表に記入する必要はない。	健全化令3①、②
2008/6/10	2	解消可能資金不足額の算定は、いずれかの方式をひとつ行っていればよく、すべての方法を行う必要はないと考えていいか。	いずれかの方法で行えばよく、すべての方法で行う必要はない。 ただし、解消可能資金不足額の算定方法の選択は、地方公共団体に委ねられており、団体として説明責任を負うことに留意いただきたい。	健全化則6①
2008/6/10	3	解消可能資金不足額の算定方法で、初年度に選択した方式を、事業のステージが変わったことなど、何らかの事情により翌年度に変更することは可能か。	解消可能資金不足額の算定方法の選択は、算定方法の変更を含め、地方公共団体の判断に委ねられる。 しかしながら、解消可能資金不足額の算定方法を変更した場合、資金不足比率が大幅に変化することもあるので、その変更に当たっては、資金不足比率の連続性を担保する観点から、特に経	健全化則6①

			営健全化計画を策定すべき公営企業にあつては、経営健全化計画が実質的な経営実態の改善を目的としていることを踏まえ、事業の成熟化が進み資金不足の発生要因と解消要素が変化した場合など、合理的な理由に基づいて慎重に行うべきものである。 更に、資金不足比率及び経営健全化計画が住民に公表されていることを踏まえれば、その変更の理由については住民に対して十分な説明を行うべきものであると考える。	
2008/6/10	4	解消可能資金不足額の算定方法のうち、「累積償還・償却差額方式」はすべての事業について用いることができるのか。	全種類の事業について、用いることができる。 ただし、法非適用企業についても、施設ごとに耐用年数に応じて算定し、合算して累積額を算出する必要があることに留意が必要（減価償却の方法は、法適用企業に準ずる。地公企則を参照。）。なお、簡易水道事業（法非適）と下水道事業（法非適）については、減価償却費の簡易算定を行うことができる。	健全化則 6① I
2008/6/10	5	法非適用企業である簡易水道事業と下水道事業に係る減価償却費の簡易算定とは、どのようなものか。	解消可能資金不足額の算定に関する基準等（告示）に以下のとおり規定されている。 「法非適用企業であつて別に定める事業を行うものにあつては、当該年度の前年度までの各年度において発行した施設の建設改良費に係る地方債の当該発行額を償却資産の額とみなし、発行年度の翌年度から事業の区分ごとに別に定める年数の期間にわたって定額法により減価償却を行ったものとみなして、規則第6条第1項第1号の規定及び本基準により解消可能資金不足額を算定することができるものとする。」 「別に定める事業」及び「別に定める年数」は、以下のとおり。 ・ 簡易水道事業：40 年 ・ 下水道事業：45 年	解消可能資金不足額の算定に関する基準等（告示）

2008/6/10	6	法非適用企業である簡易水道事業と下水道事業に係る減価償却費の簡易算定において、「施設の建設改良費に係る地方債」に資本費平準化債は含まれるのか。	「施設の建設改良費に係る地方債」には、資本費平準化債は含まない。 ※ 「建設改良費等」ではなく、「建設改良費」に係る地方債で有ることに留意が必要。	解消可能資金不足額の算定に関する基準等（告示）
2008/6/10	7	累積償還・償却差額の算定に当たっては、公営企業が現に保有する施設のうち減価償却を既に終えたものについては除外して算定することとしてよいのか。	累積償還・償却差額の算定に当たっては、公営企業が現に保有する施設のうち減価償却及び元金償還を終えたもの以外のものに係る元金償還金の合計額又は減価償却費の合計額をもって算定を行っても差し支えない。 ただし、その場合においても、公営企業の施設に係る建設改良費に準ずる経費として地方債に関する省令（平成 18 年総務省令 54 号）第 12 条第 2 号及び第 4 号に規定する経費の財源に充てるために起こした地方債については、当該年度の前年度までの元金償還金又は発行額の合計額を算定に含める必要があることに留意が必要である。	解消可能資金不足額の算定に関する基準等（告示）
2008/6/10	8	健全化則第 6 条第 2 項第 3 号には、どのような地方債が含まれるのか。 （関連質問：未稼働資産等整理債及び退職手当債は、資金不足額に算入しないでほしい。）	未稼働資産等整理債及び退職手当債である。 建設改良費等以外の経費の財源に充てた地方債のうち、経常収支が黒字の企業が発行した地方債で客観的に解消可能と認められるもののほか、法定計画の策定に基づいて許可された退職手当債やそれに準じて取り扱うことのできる地方債（未稼働資産等整理債）の残高については、健全化法上の資金不足額から控除することとした。	健全化則 6②Ⅲ
2008/6/10	9	都道府県から市町村に対して貸付けを行っている場合の運転資金に対する貸付け（地方債）については、解消可能資金不足額の省令第 6 条「第 2 項の額」に含まれるのか。	省令第 6 条第 2 項第 1 号及び第 2 号としては含まれる（経常利益の額がある公営企業である場合）。また、同条第 3 号としては含まれない（経常利益の額がない企業である場合）。	健全化則 6②

小分類 宅地造成事業に係る販売用土地の時価による評価

更新日	番号	質 問	回 答	備 考
2008/6/10	1	「販売を目的として所有する土地」とは、土地造成勘定（完成土地・未成土地）計上分でしょうか？	販売用土地は目的に応じて分類される。 結果として「土地勘定」と一致することがあり得る。	健全化令 3①Ⅱ
2008/6/10	2	「売買契約の申込みの勧誘」の基準はどのように考えるべきでしょうか？	勧誘に当たる行為の有無で判断する。	健全化令 3①Ⅱ
2008/6/10	3	「販売経費等見込額」には何が入るのか。	販売手数料、広告宣伝費、土壌汚染対策費、人件費等の当該販売用土地の売却に要する経費の見込額の合算額をいう。	健全化則 4①
2008/6/10 (2013/5/23 更新)	4	「造成販売経費等見込額」には何が入るのか。	販売経費等見込額及び過去の実績、工事の難易度、工法等を勘案して算定した造成工事、建築工事原価等の合算額をいう。	健全化則 9Ⅲ
2008/6/10	5	販売経費等見込額は、単年度の経費を見込めばよいのか。	売却するまでの期間に要する経費を見込む。	健全化則 4①
2008/6/10 (2013/5/23 更新)	6	市街地再開発事業における販売用の保留床や権利床の整備費用は、造成販売経費等見込額に含まれるのでしょうか？	含まれる。	健全化則 9Ⅲ
2008/6/10	7	販売用土地の時価による評価は、販売区域により異なる算定方法を選択することは可能か。 また、年度により異なる算定方法を選択することは可能か。	当該販売用土地の時価を適切に反映できる評価基準を選択することを基本とした上で、販売区域により異なる評価基準を用いることも可能である。 なお、評価基準を変更することに関し、合理的な理由がある場	

			合を除き、評価基準は同一のものによることが望ましい。（企業会計における継続性の原則を踏まえて判断することが望ましい。）	
2008/6/10 (2013/5/23更新)	8	2③表には、未売出土地の時価評価額も記入するの か。	未売出土地の時価評価額も記入する。 ただし、未売出土地の算出方法は販売予定価格を用いる方法、 省令第4条第2項の方法（第1号によるものを除く。）又は当該 土地の近傍類似の土地の価格の変動を勘案して帳簿価額を増額 若しくは減額する方法のいずれでも構わない。	健全化則 9Ⅲ、Ⅴ
2008/6/10	9	時点修正率は、どの時点からの修正率になるの でしょうか。固定資産の評価替えの時点からの修正率な のでしょうか。例えば、評価替え直後の評価額を使用し た場合には、時点修正率が「1」になることもありう るのでしょうか。	時点修正は、「当該年度の前年度の末日」（平成 20 年度算定で あれば、平成 20 年 3 月 31 日）における販売用土地の時価を算定 するために行うものである。固定資産の評価替えの時点から も修正率を乗じる必要がある。（状況によっては、時点修正率＝ 1 となり得る。） なお、時点修正率を算出する際は、近傍類似の土地の価格の変 動を勘案して（特段の事情がない限り、変動の傾向に沿って）乗 率を設定していただきたい。	販売用土地の評価に 関する基準 2
2008/6/10	10	不動産鑑定評価を行うに当たって詳細な方法から 簡便な方法まで様々手法が想定されますが、特に指定 された方法はないと考えてよろしいでしょうか？	不動産鑑定士が土地又は建物の価格を判定する行為を鑑定評 価という。報酬の多寡は関係ないが、価格の判定が行われない行 為は鑑定評価に当たらない点に留意が必要である。 なお、鑑定評価の対象土地は、鑑定評価書により確認する。	販売用土地の評価に 関する基準 2
2008/6/10	11	販売用土地の時価評価について、不動産鑑定を行う 時期が平成 20 年度になっても構わないか。	平成 19 年度末時点の土地の価格を判定するのであれば、平成 20 年度に算定作業又は鑑定評価を行っても構わない。 ただし、鑑定評価の実施に際しては、必ず評価時点を定めるこ ととされているので、平成 19 年度末時点の算定が可能となるよ	販売用土地の評価に 関する基準 2 (健全化則 4②Ⅱ)

			うに評価時点を定めるようご留意いただきたい。 →価格時点が平成20年度内になると今年度の算定に用いることができないので、注意いただきたい。(省令第4条第2項第2号、第3号参照)	
2008/6/10	12	不動産鑑定士を含む「審査会」を設けて土地の価格を判定する場合は、不動産鑑定士の鑑定評価に当たるか。	不動産鑑定士による鑑定評価とは、不動産鑑定士が土地又は建物の価格を判定する行為であり、価格の判定が行われない行為は鑑定評価に当たらない点に留意が必要である。 なお、不動産鑑定士による鑑定評価については、鑑定評価書(不動産鑑定士の署名を確認)により、どの土地が評価の対象となったのかを確認する必要がある。	販売用土地の評価に関する基準2
2008/6/10	13	固定資産税評価額が付された土地の近傍の土地について、固定資産税評価額を用いることはできないか。	土地課税台帳又は土地補充課税台帳に記載された当該土地の固定資産税評価額のみ算定に用いることができる。 近傍の土地の固定資産税評価額は用いることができない。	販売用土地の評価に関する基準4
2008/6/10	14	総務省告示第189号第4条(固定資産税評価額による算定)を適用する際の宅地かどうかの判断基準は、登記簿上の地目でしょうか、現況地目でしょうか。	固定資産税を賦課する際に宅地とされるものを「宅地」、その他の地目の土地を「宅地以外の土地」としていただきたい。 なお、宅地比準土地については、「宅地」と分類して差し支えない。 ※ 宅地比準土地：地方税法附則第17条第4号に規定する宅地比準土地をいう。 「宅地以外の土地で当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格によつて決定されたものをいう。」	販売用土地の評価に関する基準4

中分類 実質公債費比率

更新日	番号	質 問	回 答	備 考
2008/6/4	1	実質公債費比率の算定において、都市計画税を特定財源として控除する場合には、同じ目的税である入湯税についても、同様に控除すべきと考えるが、いかがか。	入湯税については、鉱泉所在市町村のみに課税され、かつ、一般的には当該市町村の観光施設整備等のため特別の財政需要（標準的経費でないもの）に充てられるものであることから、普通交付税上は基準財政需要額及び基準財政収入額に算入していない。 一方、都市計画税については、受益者負担金 성격が強く普遍的なものとして単位費用の積算の際に特定財源として控除されている。今般、この交付税上の取扱いとの整合性を踏まえ、都市計画税のうち都市計画施設等に係る地方債の元利償還金の財源に充てたと認められる額を実質公債費比率の算定上、特定財源として控除する取扱いとしたところ。 なお、法定外目的税についても同様に、特別の財政需要（標準的経費でないもの）に充てられるものであることから、普通交付税上は基準財政需要額及び基準財政収入額に算入していないものであり、都市計画税と同様に分子から控除する特定財源として取扱うことはできない。	健全化法 2Ⅲ
2012/5/31	2	公用・公共施設の建設等を主たる目的とする公有地の信託に係る賃料は、準元利償還金に計上すべきか。 （参考：公用・公共施設等の建設等を主たる目的とする公有地の信託について（平成 24 年 5 月 1 日総務副大臣通知））	当該賃料については、債務負担行為を設定し、準元利償還金に計上すべきである。	地財令 12Ⅳ 地方債に関する省令 7 Ⅱ
2012/5/31	3	緊急防災・減災事業の財源として発行する地方債は、実質公債費比率の元利償還金に含まれるのか。	お見込みのとおり算入される。	健全化法 2Ⅲ

中分類 将来負担比率

小分類 地方債現在高

更新日	番号	質 問	回 答	備 考
2012/ 5/31	1	緊急防災・減災事業の財源として発行する地方債は、将来負担比率の地方債現在高に含まれるのか。	お見込みのとおり算入される。	健全化法 2IVイ

小分類 債務負担行為に基づく支出予定額

更新日	番号	質 問	回 答	備 考
2009/ 6/19	1	将来負担比率における債務負担行為額及び退職手当支給予定額と新地方公会計制度における算定方法の相違点等をご教示いただきたい。	債務負担行為と退職手当支給予定額に分類し、回答する。 【債務負担行為】 将来負担比率における「債務負担行為に基づく支出予定額」と新地方公会計制度における債務負担行為に係る支出予定額については、取扱いが異なることに留意が必要である。 将来負担比率における債務負担行為に基づく支出予定額のうち、負担に見合う役務の提供や資産の取得が今後予定され、資産が依然未取得のものは「注記」に記載し、資産が取得された時点で資産計上する。このとき併せて負債の部の「長期未払金」又は／及び「未払金」に計上する。 庁用車のリース料や第3セクター等の借入金にかかる損失補償など地財法第5条各号の対象経費ではないものにかかる債務負担行為額は、将来負担額の対象外としているが、新地方公会計制度では、その性質に応じて貸借対照表もしくは注記に記載する。 たとえば、第3セクター等の借入金にかかる損失補償に係る債務負担行為額のうち健全化法上の将来負担額に算入されている額は、負債の部に引当金計上を行い、残余の額が偶発債務として注記の債務負担行為に関する情報に記載することとされている。	健全化法 2IVロ、ホ

			新地方公会計制度においては、債務負担行為にもとづく支出予定額は、地財法 5 条各号の対象経費であるか否かにかかわらず、そのすべてをとらえることとしており、その性質に応じて貸借対照表上の科目に計上し、残余の計上されない額は注記に記載する。 【退職手当支給予定額】 健全化法では、前年度の末日に職員全員が自己都合退職した場合に支給が必要な退職手当額（期末要支給額）を将来負担額に算入している。 新地方公会計制度では、企業会計が行っているように過去の実績等を勘案して、自己都合退職だけでなく、定年退職、勧奨退職など実際の退職事由比率等を用いた数理計算により計上する一方、健全化法の将来負担額に算入する退職手当支給予定額を支払時期に応じて退職手当引当金及び翌年度支払予定退職手当に分けて計上することも認められている。	
2008/6/4	2	債務負担行為に基づく支出予定額の対象となる経費について、記載要領に、算定時点以降に発生する利子支払分を含めないとあるが、例えば、利子補給に係る補助予定額について、算定時点において額が確定しているものであっても、4 ①表の対象ではないということによいか。	4 ①表の対象となる債務負担行為に基づく支出予定額の対象とは、算定時点において、既に契約等の相手方による契約の実行等が完了したことにより当該団体の支払額が確定しているものであって、お尋ねの算定時点以降に発生する利子支払に係る利子補給については、算定時点において支払予定額を把握することができるだけあって、既に契約等の相手方による契約の実行等が完了しているわけではないので、対象とはならないものである。	健全化法 2IV ロ、同令 5、同則 8
2008/6/4	3	国営土地改良事業に係る市町村の負担金について、債務負担行為を設定している団体と設定していない団体とがあり、将来負担比率の算定上、不公平が生じ	国営土地改良事業に係る負担金など債務負担行為の設定が必要なものについては、これまでも財政運営通知や実質公債費比率の通知等において、適切に予算計上するよう助言しているところ	健全化法 2IV ロ、同令 5、同則 8Ⅲイ

		るおそれがある。 既に負担金の支出を行っている場合もあり、どのように対応すべきか。	ろ。このような負担金等を債務負担行為を設定せずに支出することは不適切な財務処理であるので、少なくとも今後の支出予定額については、20 年度決算の財政指標に反映させるために遅くとも 20 年度中には債務負担行為を設定すべきもの。	
2009/6/19	4	後年度土地等を一括取得するための債務負担行為に係る支出予定額における利払費用の取扱い方法如何。また、事業資金借入金のための損失補償については、当該損失補償の対象に利子も含め、損失補償債務評価基準に基づき、債務負担行為額とは別途計上することとなるか。	後年度に一括取得予定の債務負担行為については当該年度以降の利払いに要する支出予定額を除きその支出予定額を将来負担額に計上する（当該年度までに発生した利払費用は含める）。また、事業資金借入金のための損失補償については、当該損失補償契約に関する借入金が利払のためのものであるか否かに関わらず、当該損失補償債務の額を基本とし、「損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定基準」に基づき将来負担額に計上する。	健全化法 2IVロ、同令 5、同則 8
2008/6/4	5	債務負担行為に基づく支出予定額は、一般財源ベースで計上するのか。それとも、特定財源を含めた総額で計上すべきか。（決算統計では、一般財源ベースで「公債費に準ずる債務負担行為に係るもの」に係る額を計上する欄がある。）	国庫支出金等を含めた総額で計上する。なお、債務負担行為に基づく支出に充てることができる特定の歳入がある場合は、健全化法第 2 条第 4 号ヲの規定に基づいて、当該歳入見込額を将来負担額から控除するもの。	健全化法 2IVロ、ヲ、同則 17
2008/6/4	6	土地開発公社保有土地の買い戻しに係る債務負担行為に基づく支出予定額には、利息分は除くのか。	算定時点以降に発生する利息分は支出予定額に含めないが、算定時点までに既に発生している利息分は支出予定額に含める。	健全化法 2IVロ、同則 8V
2008/8/22	7	債務負担行為に基づく支出予定額については、あくまでも債務負担行為として予算に定められているものが対象であり、予算に定めていなければ将来負担比率に反映されないこととなるが、本来、債務負担行為として定めるべきであった支出予定額についても20年	債務負担行為として予算に定められていない支出予定額については、将来負担額として計上することはできない。 したがって21年度に公表する20年度決算に基づく将来負担比率に当該支出予定額を適正に反映させるため、20年度中に、当該支出予定額に係る債務負担行為を予算に定めるべきである。	健全化法2IVロ

		度に公表する将来負担比率に反映させるため、各団体の判断で将来負担額として計上してよい。		
2012/5/31	8	公用・公共施設の建設等を主たる目的とする公有地の信託に係る賃料は、準元利償還金に計上すべきか。 (参考：公用・公共施設等の建設等を主たる目的とする公有地の信託について（平成 24 年 5 月 1 日総務副大臣通知）)	当該賃料については、債務負担行為を設定し、将来負担額に計上すべきである。	健全化法 2IV ロ 同則 8IX
2015/5/19	9	公有地信託について、信託契約に基づく和解金が発生し、当該和解金の支払いのために債務負担行為を設定した場合、準元利償還金に計上すべきか。	当該和解金については、「損失補償をしていた場合における当該損失補償に係る債務の履行に要する経費」に準ずる経費であると考えられるので、将来負担額に計上すべきである。	健全化法 2IV ロ 同則 8IX

小分類 一般会計等以外の特別会計に係る地方債に充てられる一般会計等からの繰入れ見込額

更新日	番号	質 問	回 答	備 考
2008/6/10 (2013/5/23 更新)	1	法適用企業の宅造と宅造以外とを同じ会計で行っている場合、将来負担比率の算定に当たって流動資産の額などの事業に区分されないものをどのように記載すればよい（按分して記載するのか）。	按分して記載する。	健全化則 9Ⅲ、Ⅴ
2008/6/10 (2013/5/23 更新)	2	4 ③表に従って記入すると、土地の時価が簿価を超えるような企業（債務超過ではない企業）についても将来負担額が生じるが、様式の間違いではないか。	様式の誤りではない。 宅造の将来負担額の算式は、資金の剰余額（連結実質赤字額）が将来負担額に算入されることを勘案して設定しているため、御指摘のような場合にも一定額を算入することになり得る。（資金剰余額を勘案すると将来負担が生じていないことが分かる。）	健全化則 9Ⅲ、Ⅴ

2008/6/10	3	4②表について、法非適用企業の経常利益の有無はどのように判定するのか。	営業収益相当額、営業外収益相当額、営業費用相当額及び営業外費用相当額を用いて算定する。 なお、公営企業ではない事業に係る特別会計については、経常利益の欄を空白とする。	健全化則 6②Ⅱ
2008/6/10 (2013/5/23 更新)	4	宅造会計（法非適）の基金は、4②表の固定資産として算入すべきか、充当可能基金として算入すべきか。	固定資産として算入すべきである。	健全化則 9Ⅴ

小分類 組合が起こした地方債の償還に係る負担等見込額

更新日	番号	質 問	回 答	備 考
2008/6/25	1	組合等が起こした地方債の償還に係る一般会計等の負担等見込額について、組合等の加入団体間において、負担についてのルールは取り決められているものの、例えばそれが、負担が生じた時点における国調人口による按分とされているため、具体的な負担見込額が分からない場合、次の①又は②のいずれの方法によって負担見込額を算出すべきか。 ① 何らかの推計により現時点における負担見込額を算出して算定様式の(4)及び(5)に記入する。(告示の1号を適用) ② 過去3か年度の負担の状況(算定様式の(6)～(8))により負担見込額を算出する。(告示の2号を適用)	組合等の加入団体間において、負担のルールが取り決められているものの、当該負担ルールの基礎数値が算定時点において把握できないため、具体的な負担見込額が算出できない場合については、加入団体間において取り決められたルールに従った上で、左記①により負担見込額を算出することも差し支えない。 ただし、当該負担見込額の加入団体の総額は、②の方法により得られる負担見込額の加入団体の総額を下回することはできないこととする。 なお、上記の算出方法による場合についても、当該組合等のすべての加入団体において統一的な取扱いとしないといけないことに留意する必要がある。	健全化法 2Ⅳ二、同則 10、組合が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担等見込額の算定の基準（以下、この小分類において「基準」という。）

2008/ 6/25	2	組合等が起こした地方債の償還に係る一般会計等の負担等見込額について、組合等の加入団体間の負担ルールに従って組合等の地方債残高を案分する場合、当該組合等が行う公営企業の料金収入により償還することが見込まれる部分まで含めて、加入団体間で案分しなければならないのか。 (つまり、組合等の料金収入により償還する地方債残高は認められないのか。)	組合等の地方債残高のうち、加入団体で負担することが見込まれる額を、加入団体間の負担ルールに従って案分する。 ただし、組合等の料金収入によって償還することが見込まれる部分については、当該額の算出根拠を明らかにした上で、「負担の考え方(5)」に明記する必要がある。 当然のことながら、料金収入を過大に見込むことなどにより、安易に加入団体の負担等見込額を少なく算出することは避けなければならない。	健全化法 2IVニ、同則 10、基準
---------------	---	---	--	--------------------

小分類 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額

更新日	番号	質 問	回 答	備 考
2008/ 6/4	1	退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額の算定の対象には、一部事務組合の職員に係る支給予定額は含めないということによいか。	原則として一部事務組合の職員に係る退職手当支給予定額については算定の対象とはならないが、前年度末時点における勤務場所にかかわらず、当該団体の一般会計等において実質的に退職手当を負担することが見込まれる職員であれば、算定の対象となる。	健全化法 2IVホ
2008/ 6/4	2	退職手当支給予定額の算定における、一般職の調整額について、本県では積み上げて計算できるシステムを確立しているが、これを用いることはできないか。	健全化則第 11 条において「退職手当の制度が特殊であることその他の事情により、これらの事情に応じた算定がより合理的かつ適正と認められる地方公共団体にあつては、当該算定によって得られた額とする」と規定しており、退職手当支給予定額の実額を積算する場合は、当該算定方法も可能である。	健全化法 2IVホ、同則 11
2008/ 6/17	3	退職手当支給予定額に、臨時職員への退職手当支給予定額を含めるのか。	当該臨時職員が常勤であり、臨時職員への退職手当の支給について条例にしたがって退職手当が支給されることとされている場合は、退職手当支給予定額に計上する。 なお、短時間勤務職員（地方自治法 204 条第 1 項）への退職手	健全化法 2IVホ 地方自治法 204①

			当についても同様に、退職手当支給予定額に計上する。	
2008/6/17	4	算定フォーマット 4⑤B 表（退職手当支給額（基本額））における Bn 欄（勤続年数別給料月額総額）の端数処理はどのようにすべきか。	同一の勤続年数の職員の給料月額（円単位）を足し合わせた後、その総額を四捨五入し、千円単位の数値を入力する。	健全化則 11 I
2008/6/17	5	「算定フォーマット 4⑤C 表（退職手当支給予定額（調整額））」中の「3 調整額（その 2）」表の「調整額を支給されない職員に係る退職手当支給総額 b」、「調整額を支給されない職員に係る基本額総額 c」及び「前年度の自己都合退職者に係る基本額総額 B」には、調整額が支給されない勤続期間 10 年未満の職員に係る額を計上するのか。	記載要領に従って算定をする場合、調整額が支給されない勤続期間 10 年未満の職員に係る退職手当額（以下「10 年未満職員の額」という。）については、「3 調整額（その 2）」表の b 欄及び c 欄には計上せず、B 欄には計上する。 「3 調整額（その 2）」表の「一般職（調整額）合計額（その 2）」は、前年度実績方式により調整額に相当する額を算定するためのものである。当該額は、「一般職（調整額）合計額（その 1）」が 10 年未満職員の額を含まないことと同様に、10 年未満職員の額は含まないものであるため、同額の計算上、同表 A 欄は 10 年未満職員の額を除く必要がある。このため、「b 欄の額－c 欄の額」は、「国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 115 号。以下「平成 17 年法律第 115 号」という。）附則第 3 条の規定の経過措置により新制度切替日前日で退職したと仮定した場合の退職手当額の支給を受ける者についての「調整額」に相当する額」を算出するためのものであるが、仮にこの b 欄及び c 欄に 10 年未満職員の額を含めた場合は、「b 欄の額－c 欄の額」が勤続年数 10 年未満の職員に係る平成 17 年法律第 115 号による改正後の国家公務員退職手当法に基づく退職手当額と改正前の同法の退職手当額の差額を含むことになり、A 欄に 10 年未満職員の額を含んでしまい「一般職（調整額）合計額（その 1）」による算定数値と不均衡が生じるため、それを避ける必要がある。	健全化則 11 平成 20 年総務省告示第 245 号 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 115 号）附則 3

2008/ 6/17	6	「算定フォーマット 4⑤C 表（退職手当支給予定額（調整額））」中の「3 調整額（その 2）」表の計算上、平成 17 年法律第 115 号附則第 4 条の規定に基づく控除に相当する額を、退職手当支給予定額から控除するのか。	「3 調整額（その 2）」表の計算上は、当該控除を行っていない額を計上する。 その理由は、健全化法及び健全化則により、基本額及び調整額の算定上、平成 17 年法律第 115 号附則第 4 条の規定に基づく控除を加味しないと解されるためである。	健全化則 11 平成 20 年総務省告示第 245 号 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 115 号）附則 4
2021/ 6/18	7	健全化法第 2 条第 4 号ホに規定する「地方自治法第 204 条第 1 項の者」に会計年度任用職員は含まれるのか。	「地方自治法第 204 条第 1 項の者」には、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員（フルタイムの会計年度任用職員）も含まれます。	健全化法 2Ⅳホ
2022/ 4/1	8	基本額の支給率や、支給額が一般職員と異なる場合、支給予定額はどのように計算するのか。	4 ⑤B 表を複製して会計年度任用職員に係る支給予定額を複製した様式で計算。当該支給予定額を、4⑤A 総括表の「個別算定額又は個別加算額(4)」に会計年度任用職員に係る基本額の支給予定額を入力。 ただし、4⑤B 表の職員数には会計年度任用職員を含めた人数を計上する。	健全化則 11

小分類 土地開発公社の負債

更新日	番号	質 問	回 答	備 考
2008/ 6/4	1	土地開発公社の負債を算定する際に、当該土地開発公社の負債から控除することができる土地の対象に、いわゆる特定土地が含まれていないが、特定土地は、公社の負債から控除できないということか。	土地開発公社の設立団体が「公有地の拡大の推進に関する法律」第 17 条第 1 項第 1 号の土地として買い取りを依頼し、その後、買い取らない扱いとした土地（いわゆる特定土地）に係る負債は、土地開発公社の負債から控除せず、設立団体の将来負担額とするもの。 したがって、当該特定土地を同項第 2 号の土地（いわゆるプロパー土地）に含めて、その時価評価額を公社の負債から控除することはできない。	健全化法 2Ⅳへ、 同則 7

小分類 損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額

更新日	番号	質 問	回 答	備 考
2008/8/5	1	林業公社について修正財務諸表評価方式を適用する際、「木材価格の時価（過去5年間の全国平均）」とは具体的に何をさすのか。	森林・林業白書（林野庁編集、日本林業協会出版）における参考付表の「山元立木価格、丸太価格等（該当する品目・規格を適宜選択）」の過去5年平均を適用することが考えられる。その他、各地方公共団体においてより合理的と考える価格を適用することも考えられる。	損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準（以下「基準」という）第二の四の2の（2）
2008/8/5	2	「森林勘定における分収林の価額について、森林勘定の含み損益として将来の伐採時における正味販売価格を加減する」としているが、その正味販売価格の具体的な計算方法如何。	利率 r、割戻年数 n とした場合、以下の算式により算出することが考えられる。 正味販売価格＝ $\{1\text{年後収入額}/(1+r) + \dots + n\text{年後収入額}/(1+r)^n\}$ ※減損会計の考え方を準用 ※「n年後の収入額」とは、n年後の販売時点における木材の売却収入による収入見込額に補助金を加えた額から、今後の事業費（直接事業費に限る）の額及び分収交付金の額の合算額を控除した額である。 その他、各地方公共団体において基準にもとづき合理的と考える算式により算出することも考えられる。	基準第二の四の2の（1）
2008/8/5	3	林業公社の損失補償債務等負担見込額の算定については、「修正財務諸表評価方式」又は「損失補償債務償還費補助評価方式」によることとされている。 「イ：財務諸表評価方式（修正財務諸表評価方式）」の区分より「ロ：外形事象評価方式」の区分の方が低い（算入率が高い）区分となった場合、「ロ：外形事	お見込みのとおり。「修正財務諸表評価方式」は「財務諸表評価方式」の特例であり、「標準評価方式」の規定（基準第二の二の6）が適用される（「外形事象評価方式」の適用が必要となる）。	基準第二の二の6

		象評価方式」を適用することとなるのか。											
2008/8/5	4	土地改良法に基づく「土地改良区」に対する損失補償の将来負担見込額の算出方法如何。 ※ 土地改良区は官庁会計（現金主義）に準ずる会計基準を適用しており、貸借対照表、損益計算書等の財務諸表を作成していないため財務諸表に基づく評価が出来ない。	「その他の損失補償」と整理し、各地方公共団体において、過去の実績等に基づき合理的と考えられる手法で算定するものとする。この場合において、当該損失補償に係る債務の額の10%を下回ることはできない。	基準第四									
2008/8/5	5	公的信用保証及び制度融資にかかる平均残存年数の算出方法如何。 ※ 現在総務省より示されている算出方法では、保証債務契約の件数が膨大であることから、事実上困難である。	平均残存年数は、各地方公共団体において過去の実績等に基づき合理的と考えられる手法で算定するものとする。一例としては、残存年数にその損失補償残高の重みを考慮した加重平均により求める方法等が考えられる。なお、加重平均により平均残存年数を求める場合は、年々損失補償残高が減少することを考慮し、以下の算式を参考にされたい。 ① 満期一括返済契約の場合 残存年数にその損失補償残高の重みを考慮した加重平均 ② 分割返済契約の場合 残存年数に損失補償残高の重みを考慮した加重平均×分割係数 ③ 据置期間がある契約の場合 (据置残存年数に損失補償残高の重みを考慮した加重平均) + {(残存年数－据置残存年数) に損失補償残高の重みを考慮した加重平均} × 分割係数 ※ 分割係数は以下の通り <table><tr><td>分割返済回数</td><td>均等分割返済</td><td>不均等分割返済</td></tr><tr><td>6 回以下</td><td>0.70</td><td>0.77</td></tr><tr><td>7 回以上 12 回以下</td><td>0.65</td><td>0.72</td></tr></table>	分割返済回数	均等分割返済	不均等分割返済	6 回以下	0.70	0.77	7 回以上 12 回以下	0.65	0.72	基準第三の1、2
分割返済回数	均等分割返済	不均等分割返済											
6 回以下	0.70	0.77											
7 回以上 12 回以下	0.65	0.72											

			<table><tr><td>13 回以上 24 回以下</td><td>0. 60</td><td>0. 66</td></tr><tr><td>25 回以上</td><td>0. 55</td><td>0. 61</td></tr></table> 均等分割返済は、内入返済金額が全て同額、元利均等返済、最終回の返済金額が各回の返済金額の2倍以内、初回の返済金額のみが各回の返済金額と異なる返済のことをいい、不均等返済はそれ以外のもの全てとする。	13 回以上 24 回以下	0. 60	0. 66	25 回以上	0. 55	0. 61	
13 回以上 24 回以下	0. 60	0. 66								
25 回以上	0. 55	0. 61								
2008/8/5	6	公的信用保証及び制度融資にかかる平均残存年数の算出における端数処理如何。	① 月数については、12 で除し小数点第 3 位を四捨五入し年数表示 ② 日数については、切り捨てという方法が考えられる。その他、地方公共団体において過去の実績等に基づき合理的と考えられる手法で算定することができることとする。	基準第三						
2008/8/5	7	H12年度から損失補償契約を締結し損失補償実行額がなかったケースで、H19年度初めて損失補償実行があり、しかも実行率が高かった。その結果、「H19末損失補償残高（A）×平均残存年数（B）×損失補償実行率（C）＝損失補償債務等負担見込額（D）」がH19末損失補償残高（A）を超えることとなった。この場合の取り扱い如何（こういったケースを想定しているか）	基準第三の3を適用することが考えられる。なお、その際は算入率100%を上限とする。	基準第三の3						
2008/8/5	8	財務諸表評価方式において、財務諸表に対する地方公共団体の監査委員の監査が、日程の関係上健全化判断比率の審査の後となってしまう場合、監査委員の監査による財務諸表の適正性の確認はできていないこととなるのか。	お見込みのとおり。ただし、監査委員が健全化判断比率の審査の過程においてその財務諸表を適正なものと判断すれば、健全化判断比率の審査はできるものとする。	基準第二の二の3(8)イ						

2008/ 8/5	9	財務諸表評価方式で用いる財務諸表が出資法人等の財政状態、経営成績等を適正に表示していることを確認する「その他の方法」とは如何。	「その他の方法」は税理士による確認が考えられる。 なお、この方法も含め、基準で定める方法により財務諸表の適正性が確認できない場合は、各地方公共団体において「公認会計士、監査法人または税理士による監査または確認」に相当する内容が確認できる場合においては、財務諸表の適正性が確認できているものと考えられる。	基準第二の二の3(8) イ
2008/ 8/5	10	財務諸表評価方式において、地方公共団体からの補助金等を経常収益として計上しないこととしているが、国からの補助金等の取扱如何。	国からの補助金等は本規定の対象外とする（経常収益から控除しない）。	基準第二の二の3(8) ロ
2008/ 8/5	11	財務諸表評価方式において、地方公共団体からの補助金等を経常収益として計上しないこととしているが、指定管理委託料の取扱如何。	委託費であっても実質的に補助金と同等の効果を有するものは経常収益から控除する。ただし、基準第二の二の3(8)ロの(ロ)に該当する場合はこの限りではない。	基準第二の二の3(8) ロ

小分類 組合の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額

更新日	番号	質 問	回 答	備 考
2008/ 6/4	1	健全化法上、一部事務組合は、資金不足比率の算定のみならず、加入地方公共団体の将来負担比率を算定するために、一部事務組合の連結実質赤字額の算定を行う必要があるのか。	お見込みのとおり。加入地方公共団体の将来負担比率の算定義務は、あくまでも当該団体にあるが、将来負担比率の算定の一要素として、加入する一部事務組合の「連結実質赤字額に相当する額」が必要となるため、加入団体間における基礎数値の整合性を確保するためにも、当該一部事務組合において統一的に「連結実質赤字額に相当する額」を算定し、加入団体に情報提供することが望ましい。	健全化法 2IVヌ、 同則 15

小分類 地方債の償還額等に充当可能な基金

更新日	番号	質 問	回 答	備 考
2008/6/4	1	充当可能基金について、算定時点が3月31日現在とされているが、出納整理期間中に一般会計から減債基金に積み立てを行った場合、一般会計の実質収支が当該積立額分だけ悪化する一方で、減債基金の残高には加算されないから不合理ではないか。	3月31日までに支出負担行為を行った上で、出納整理期間内に行われた基金への積立て及び基金の取崩しについては、算定時点の基金の残高に、それぞれ加算・減算することとしている。	健全化法2IVル
2008/6/4	2	公営企業の特別会計に係る基金は充当可能基金の対象から除かれているが、当該団体で取崩しを決定できることから、充当可能基金として取り扱うべきではないか。	料金収入により造成される公営企業の特別会計に係る基金（法非適用企業に設けられた基金を含む）は、独立採算原則に照らし、公営企業の更新投資や企業債元利償還金の償還に充当すべきものと考えられることから、充当可能基金の対象としない。	健全化法2IVル、同則16IV
2008/6/4	3	基金のうち貸付金として運用されているものについては、充当可能基金の対象外とされているが、県の市町村に対する貸付金については、地方債に準ずるものとして、充当可能基金として取り扱われたい。	将来負担比率の算定における将来負担額を減じる要素となる基金は、実際にそれらの負債等に充当できるものを捉えるべきものと考えられることから、現に充当可能な状態として現金化等されているものを計上することが適当と考えられる。 基金を市町村等に対する貸付金として活用している場合には、償還されてはじめて将来負担額に充当することが可能となるものであることから、当該部分は充当可能基金の対象としない。	健全化法2IVル、同則16
2008/6/4	4	合併特例債により造成した基金についても、充当可能基金の対象となるか。	旧合併特例法第11条の2第1項第3号に規定する基金については、その使途が合併市町村における地域住民の連帯の強化又は合併関係市町村の区域であつた区域における地域振興等に限定されており、また、その造成原資として合併特例債（その元利償還金の一定割合が交付税措置）が充てられているところである。 当該基金を取崩し地方債償還等の財源に充てることは、同法が予定しているところではなく、充当可能基金の対象とならないも	健全化法2IVル、同則16IV

			の。(健全化則第 16 条第 4 号に該当)	
2008/ 6/4	5	財産区に係る基金については、充当可能基金の対象外とされているが、財産区の財産等から生ずる収入の全部又は一部は、市町村の経費に充てることができるから、少なくとも一定部分については、控除を認めるべきではないか。	財産区は、当該財産区の属する市区町村とは別の法人格を有する地方公共団体であるため、当該財産区の基金については、当該市区町村の将来負担額から控除できる基金としては扱わないこととしている。 財産区の財産等から生じた剰余金については、実際に市町村の経費に充てられていれば、財政指標の計算上、加味されているもの。	健全化法 2IVル
2008/ 6/25	6	公営企業に設けられた基金については、省令第 16 条第 4 号の規定により充当可能基金の対象とはならないが、市町村が設置する国民健康保険財政調整基金や介護給付費等準備基金など、公営企業以外の公営事業に設けられた基金については、充当可能基金としてよいのか。	お見込みのとおり充当可能基金となる。	健全化法 2IVル、同則 16
2008/ 6/25	7	充当可能基金とはならない「法律又は政令の規定により法第二条第四号イに規定する地方債の償還額又は同号ロからチまでに掲げる額に充てることができないと認められる基金」(省令第 16 条第 4 号) の例としては、どのような基金があるか。	都道府県が設置する国民健康保険法第 68 条の 3 の広域化等支援基金、旧合併特例法第 11 条の 2 第 3 号の合併市町村振興基金や公民館の維持運営のために市区町村が設置する社会教育法第 33 条の基金など、基金の設置根拠が法律又は政令にあり、かつ、左記の地方債の償還額等に充てることができないと認められる基金をいう。	健全化法 2IVル、同則 16IV
2009/ 5/14	8	平成 20 年度 2 次補正で追加された基金は充当可能基金として計上できるのか。	地方債の償還額等に充当可能な基金に該当しないものは、その設置根拠が法律又は政令にあり、地方債の償還等に充当できないと認められる基金であり、この条件に該当しない国等の補助金等を原資として造成された基金については、充当可能基金として取	健全化則 16

			り扱う（基金の設置期間が時限的なものであっても同様）。その上で、当該基金の原資に補助金等が充てられているため、算定時点において当該基金を廃止するものと仮定した場合、国等の補助要綱等に照らし、国等へ返還する必要がある額については、「うち要返還額（３）」にもれなく計上する必要がある。（したがって、算定様式４⑧表上「現金・預金（２）」に計数を計上するとともに、「うち要返還額（３）」にも計数を計上することとなる。	
2012/5/31	9	復興交付金により造成した基金についても、充当可能基金の対象となるか。	お見込みのとおり。 なお、記入にあたっては、前項「８」を参照されたい。	健全化則 16
2012/5/31	10	平成２３年１０月１７日報道発表「東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」の創設」により設置した基金（取崩し型復興基金）は充当可能基金の対象となるか。	お見込みのとおり充当可能基金となる。 なお、取崩し型復興基金により将来負担比率が前年度から大きく変動すること考えられるため、影響について分析を行い、議会への報告や公表の際に影響を説明することが望ましい。	健全化則 16

小分類 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入

更新日	番号	質 問	回 答	備 考
2008/6/4	1	土地開発公社から市町村が一般単独事業債を起債して土地を買戻し、当該土地を民間に貸し付ける場合は、賃借料は施行規則第 17 条第 5 号に該当し、「特定の歳入見込額」として控除できるか。	土地開発公社の経営健全化の一環としての一般単独事業債と考えられるが、当該賃借料は、当該地方債の償還額に対する充当を予定された特定の歳入とは言えない（賃借料の用途が当該地方債の償還に特定されていない）ため控除できない。	健全化法 2IVヲ、 同則 17V
2008/8/22	2	都市計画税の充当見込額の算定にあたり、以下の点について確認したい。 ○ 実質公債費比率に係る都市計画税充当可能額の算定における A（①～⑤の合計）と将来負担比率にお	○ お見込みのとおり、都市計画税をその費用に充てることができる都市計画事業及び土地区画整理事業に要する費用で、一般会計等において負担する費用の総額（ただし、事業終了後の維持管理費等を除く）であり、両者は一致します。	健全化法2IVヲ、 同則17IV、 地方債の償還額等に 充当可能な特定の歳

		ける(2)と(4)の合計は等しくなるのか。 ○ 実質公債費比率における①都市計画事業費（一般会計等分）と将来負担比率における(2)都市計画事業費は等しくなるのか。 ○ 将来負担比率における(2)都市計画事業費には、組合等に対する一般会計等からの負担額（又は補助額）のうち(4)に計上される元金償還額以外の額を含めて計上する必要があるか。	○ 両者は一致しない。 実質公債費比率における公債費等（③～⑤の合計）には利払い分が含まれる一方、将来負担比率における(4)地方債の元金償還金等には利払い分が含まれず、当該利払い分は(2)都市計画事業費に含まれることとなるため、(2)都市計画事業費は、少なくとも当該利払い分について①都市計画事業費（一般会計等分）を上回るものである。 また、実質公債費比率における②公営企業会計に対する繰出しに額がある場合は、当該繰出し額は将来負担比率においては(2)都市計画事業費に含めて計上されるものであるから、その額についても差額が生じることとなる。 実質公債費比率 ① + ② + ③～⑤の利払い分 = 将来負担比率 (2) ○ 将来負担比率における(2)都市計画事業費には、一般会計等において直接負担する費用のほか、組合等における都市計画事業等の費用に対する負担額等（(4)に計上される元金償還額を除く）がある場合には、当該負担額を含めて計上する。	入の額を算定するための基準第4条
2023/4/1 (2024/5/16更新)	3	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填交付金はどのように計上すればいいか。	都市計画税の減収補填分のみ、3③B表の「⑧. 都市計画税収入」及び4⑨B表の「都市計画税収入」に含めて計上する。 なお、令和4年度以降の交付金には都市計画税の減収補填分は含まれていないことから、3③B表の「⑧. 都市計画税収入」及び4⑨B表の「都市計画税収入」に当該交付金を含めないよう留意されたい。	

大分類 資金不足比率（「連結実質赤字比率」欄も併せてご覧下さい。）

更新日	番号	質 問	回 答	備 考
2008/6/10	1	一部事務組合における公営企業についても、資金不足比率を算定する必要があるのか。（法第 22 条の「地方公共団体」には、一部事務組合を含むのか。）	一部事務組合における公営企業についても、資金不足比率を算定・公表する必要がある。 （法第 4 章における「地方公共団体」には、一部事務組合を含む。）	健全化法 22
2008/6/10	2	一部事務組合の資金不足比率の報告は、一部事務組合の長から総務大臣へ報告することになるのでしょうか。	以下のとおりとなる。（地方自治法第 292 条参照） ・都道府県の加入する組合→都道府県に関する規定を適用（総務大臣に報告） ・市町村及び特別区の加入する組合→市町村に関する規定を適用（都道府県知事に報告） なお、この場合において、指定都市と一般市とに取扱いの差違はない。	地方自治法 292
2008/6/10	3	3 月 31 日に解散した一部事務組合が行っていた公営企業としての事業について、資金不足比率の算定・公表を行うのか。	資金不足比率の算定・公表は行わない。 ただし、構成地方公共団体において将来負担比率の算定が必要になる（組合の連結実質赤字額、地方債償還）。この場合、（存続する場合と変わりなく）構成団体である地方公共団体で算定・公表を行い、監査委員の審査を受ける。	健全化法 22
2008/6/10	4	休業期間が長期にわたる場合、資金不足比率を算定する際の分母である事業規模（＝営業収益）が零に近づき、結果比率が極端に大きくなる事が考えられるが、この場合においても通常どおりの取扱いになるのか。	通常どおり、営業収益の額を基本とした分母を用いる。 なお、健全化令第 20 条において、1 年度のみ資金不足比率が経営健全化基準を超える公営企業については、条文に掲げる要件に該当する場合には、経営健全化計画を策定しなくてもよいこととされている。 ただし、この場合、要件となる翌年度の資金不足比率について慎重に試算することが望まれる。 なお、この規定を適用する際には、同条第 2 項により、該当す	健全化法 23 健全化令 20

			ると判断する理由の公表及び総務大臣への報告が義務付けられており、手続きに留意が必要である。	
--	--	--	---	--

大分類 その他

中分類 財政指標の審査

更新日	番号	質 問	回 答	備 考
2008/6/17	1	前年度の決算の提出を受けた後、速やかに健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付すにあたり、決算審査を終了している必要があるのか。	地方公共団体財政健全化法では、健全化判断比率及び資金不足比率（財政指標）の客観性を担保するため、財政指標とその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付すこととしているところ。 具体の審査においては、法令等に照らし、財政指標の算出過程に誤りがないか、財政指標の算出の基礎となった書類等が適正に作成されているか、などの点について審査を行うこととなるもの。 財政指標は算定年度の前年度の決算等に基づき算定されるものであり、算定の基礎となる決算は適正に調製されている必要がある。 このため、決算審査において、 ①計算に間違いはないか、 ②支出命令等に符合しているか、 ③収支は適法であるか といった点から審査が行われた後に、当該決算を基に財政指標が算定されることが望ましい。 しかしながら、地方団体の財政規模や決算の議会認定のスケジュール等を踏まえると、決算審査を待っているのは財政指標の円滑な審査を行うことが困難な場合も想定されることから、そうした場合においては、決算数値の正確性が確認された上で、決算審査	健全化法 3①、22①

			と財政指標の審査が並行して行われる場合もありうる。	
2008/ 6/17	2	財政援助団体等に対する監査や基金の運用状況審査を終了した後に、健全化判断比率の審査を行う必要があるのか。	財政指標は算定年度の前年度の決算等に基づき算定されるものであり、算定の基礎となる決算や財務情報は適正に調製されている必要がある。 地方自治法第199条第7項に基づく監査（以下、財政援助団体等に対する監査）は、財政援助団体等の出納その他の事務の執行で、財政的援助にかかるものを監査することができるとされているが、監査の対象は、財政的援助に係るもので、出納その他の事務の執行の範囲内に限られることから、「損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準」（総務省告示第242号）により必要とされる財務諸表の確認、純資産等の額の計算、会計年度の調整等の全てについて当該監査を通じて行うことが可能なわけではない。 したがって、財政援助団体等に対する監査を通じて確認できる事項については、当該監査の結果を踏まえて財政指標の審査が行われることも考えられるが、その他第3セクター等に係る損失補償債務の算定に必要な事項については、別途の手段で確認が必要となる場合もあり、財政援助団体等に対する監査が必ずしも財政指標の審査に先立つことが必要とされているわけではない。 また、長は基金の運用状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付すこととされている（地方自治法第241条第5項）。将来負担比率において、地方債の償還額等に充当可能な基金を将来負担額から控除することとしているが、控除できるのは基金のうち現金、預金、国債、地方債及び政府保証債等として保有するものに限るとされており、その運用状況を審査した後に、財政指標が算定されることが望ましい。 しかしながら、地方団体の財政規模や決算の議会認定のスケジ	健全化法 3① 地方自治法 199⑦、 241⑤

			ュール等を踏まえると、基金の審査を待っているのは財政指標の円滑な審査が行うことが困難な場合も想定されることから、そうした場合には、基金に関する財務情報の正確性が確認された上で、基金の審査と財政指標の審査が並行して行われる場合もありうる。	
2008/6/17	3	監査委員の審査の結果、健全化判断比率及び資金不足比率に算定誤りが発見された場合には、どのように対処すればいいか。	決算審査において計算誤りが発見されたときは、決算書を訂正すべき旨の意見を監査委員は提出すべきもので、訂正するかどうかは長が判断するとされている。 一方、財政指標については、監査委員の審査の結果、算定誤りが発見された場合には、財政指標の程度に応じて財政健全化計画等を策定し地方団体の財政の健全化を進めることを本法律は目的としていることを踏まえると、財政指標の客観性、適正性は確保されるべきであり、長は財政指標を再度算定し訂正すべき。 なお、審査意見として提出されないまでも、審査作業の過程で計算誤りが発見された場合であっても、速やかに財政指標を再度算定し訂正すべきである。	健全化法 3①、22①
2008/6/17	4	健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付すとあるが、その審査はどのような点に着目して行うべきか。	健全化判断比率及び資金不足比率（財政指標）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付す目的は、財政指標の客観性及び正確性を担保することであり、 ① 法令等に照らし財政指標の算出過程に誤りがないか。 ② 法令等に基づき適切な算定要素が財政指標の計算に用いられているか。 ③ 財政指標の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。 ④ 客観的事実の妥当性を判断した上で財政指標の算定を行う場合において、公正な判断が行われているか。	健全化法 3①、22①

			といった点を中心に審査することにある。 ①については、法律、政令、省令、告示及び関連通知並びに財政指標の算定様式記載要領等を参考に、その算出過程を確認することが必要となる。その際、財政指標に大きな影響を及ぼす金額の大きい数値には、特に意を用いた審査が重要となる。 また、算定様式には、地方団体の便宜のため計算式が予め組み込まれているが、様式の改ざん等の可能性も排除できず、算定の確実性を担保するものではないことから、必ず演算検証を行う必要がある。 ②については、債務負担行為が設定されるべき支出予定額に債務負担行為が設定されているか等について確認を行う必要がある。 ③については、算定様式のみならず、財政指標を算定するために必要な予算決算書や参考資料等が適正に作成されているかを確認する必要がある。 ④については、債務負担行為に基づく支出予定額のうち、省令8条9号に規定される「当該地方団体において合理的に算定した」額における当該合理性や、土地開発公社の土地を他団体が「確実に買い戻す」場合における当該確実性等について確認する必要がある。	
2008/6/17	5	総務省が「地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率・資金不足比率に関するチェックポイント」（以下、チェックポイント）を公表したが、これに基づき審査を行わなければならないのか。そもそもチェックポイントの性格はどういったものか。	チェックポイントを作成した理由・背景は次のとおり。 ① 地方団体側から、健全化判断比率及び資金不足比率（財政指標）の審査にあたりその着眼点の参考になるものを示して欲しいとの要望があったこと。 ② 制度の運用初年度にあたり、審査事務の目安となるものを、制度を設計した総務省が示すことは、円滑な審査事務に資するものと判断したこと。	健全化法 3①、22①

			このチェックポイントの提供は、地方団体の事務の運営についての技術的な助言の一環として行うものである。 したがって、チェックポイントに基づき審査を行わなければならない、といった強制力を持つものではない。 今後、蓄積されるであろう審査事務上の知見や各地方団体の事務の特性等を踏まえて、各地方団体等においてチェックポイントが改善され、より適切な財政指標の審査が行われることが期待される。	
2008/6/17	6	監査委員の審査に付し、その意見を付けて健全化判断比率及び資金不足比率を議会に報告するとあるが、その意見はどういった内容となるのか。決算審査のように財政分析を行った上で意見を付すのか。	監査委員の審査は、 ① 法令等に照らし財政指標の算出過程に誤りがないか。 ② 法令等に基づき適切な算定要素が財政指標の計算に用いられているか。 ③ 財政指標の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。 ④ 客観的事実の妥当性を判断した上で財政指標の算定を行う場合において、公正な判断が行われているか。 といった点を第一義的な主眼としており、まずは、このような点に関し指摘事項がある場合には意見を付すことが考えられる。 ①については、その審査において計算に誤りが発見されたときは、財政指標を再算定すべき旨の意見を提出すべきである。 ②については、債務負担行為を設定すべきであったが、設定されていないものについて次年度以降に債務負担行為の設定を求める意見や、元本が確実に保証されない可能性のある株式等で基金の運用を行っている場合に、当該管理方法を見直すべき旨の意見が考えられる。 ③に関しては、財政指標の算定に必要十分な情報が当該書類に記載されていたかどうかという観点から、財政指標の算定には支	健全化法 3①、22①

			障がない場合であっても、資料が散逸していたり、数値等を確認するために時間を要するような場合には、次年度以降の財政指標の算定に際して、適正な書類整備が必要とされるべき旨の意見を提出することも考えられる。 ④については、省令８条９号に規定される「当該地方団体において合理的に算定した」額における当該合理性や、土地開発公社の土地を他団体が「確実に買い戻す」場合における当該確実性等について検証を行った上で当該確実性、合理性に疑義がある場合や、組合の連結赤字等に係る負担割合や土地の評価方法等について、その妥当性について否定できないまでも、別の観点からの検証が必要と思われる場合において、次年度以降の算定ではより多角的な検証を求める旨の意見を提出することなどが考えられる。 その上で、さらに、財政分析や財政運営上の課題指摘といった内容を含む意見を付すことは、各監査委員の判断であり排除されるものではないが、決算審査等の意見における指摘事項と重複を避けるなど内容面での調整が必要となるものと思われる。	
2008/6/17	7	意見の決定に当たり、何らかの理由により監査委員が欠けており、合議によることが出来ない場合はどうするのか。	合議による体制を再構築することが困難な場合においては、職務に従事することが可能な監査委員一人で意見を付すこととなることもやむをえないが、まずは、合議によることができる体制を速やかに再構築し、合議によることができる状態にすることが重要である。	健全化法 3②、22③

中分類 議会報告・公表等

更新日	番号	質 問	回 答	備 考
2008/ 6/4	1	議会への報告については、政省令において特段の規定が設けられていないが、報告内容は各自治体の裁量に委ねられているということか。	議会に対しては、法律 3 条及び 22 条に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率に、監査委員の意見を付して報告すれば足りるもの。	健全化法 3①、22①
2008/ 6/4	2	健全化判断比率の議会報告・公表の様式については、省令様式等を参考にして、各団体独自で作成するのか。	お見込みのとおり。ただし、健全化則に規定する第 1 号様式に記載すべき各団体の健全化判断比率及び早期健全化基準については、当該議会報告及び公表様式にも必ず記載しなければならないもの。	健全化法 3①、22①
2008/ 6/4	3	健全化判断比率の公表は、地方自治法第 243 条の 3 の規定に基づく財政状況の公表となる可能性はあるか。	健全化判断比率等の公表と地方自治法第 243 条の 3 の規定に基づく財政状況の公表は制度趣旨が異なるものであるが、財政状況の公表を活用して、健全化判断比率等の公表を行うことは可能である（但し、公表時期は速やかに行う必要がある。）。 なお、公表方法については、健全化令第 25 条において、「インターネットの利用及び公衆に見やすいその他の方法により行うものとする。」としているところ。	健全化法 3①、 同令 25 地方自治法 243 の 3
2008/ 6/17	4	健全化判断比率及び資金不足比率は、どの段階で有効に算定・成立したものとなりえるのか。	健全化法第 3 条及び第 22 条の規定により、地方公共団体の長は財政指標を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率及び資金不足比率（財政指標）を議会に報告し、かつ、財政指標を公表しなければならない、とされている。 一方、決算については、長は決算及び証書類等を監査委員の審査に付し、審査に付した決算をその意見を付けて議会の認定に付さなければならない（地方自治法第 233 条）とされている。 この場合、議会が地方自治法第 233 条第 3 項により議会の認定に付された決算を認定しなかったとしても、その決算自体の効力	健全化法 3、22 地方自治法 233

			には影響はないと解され（昭和 32. 2. 1 行実）、決算は議会の認定に付すという手続を完了した時点で有効に成立したものと解することができる」とされている。 したがって、決算等を基に算定される財政指標についても決算と同様に、議会への報告をした時点で有効に成立したものと解することが適当。	
2008/6/17	5	健全化判断比率及び資金不足比率を議会に報告し、公表した後に算定誤りが発見された場合には、どのように対処すればいいか。	決算の認定において、決算認定後、当該決算内容に誤謬があり、その結果決算金額に異動を生ずる場合、長は決算内容を修正の上再び議会の認定に付することができる」と解する（昭和 28. 7. 7 行実）。 財政指標についても、議会への報告、公表の後に算定の内容に誤りが発見された場合には、財政指標の程度に応じて財政健全化計画等を策定し地方団体の財政の健全化を進めることを本法律は目的としていることを踏まえると、財政指標の客観性、適正性は確保されるべきであり、長は財政指標を修正の上、監査委員の審査に付しその意見とともに再び議会に報告し、公表を行うべき。	健全化法 3①、22①
2008/6/17	6	議会に対して健全化判断比率及び資金不足比率を報告した際、議会から算定方法や財務運営について適正化が必要であるとの見解が示された場合、再度、算定する必要があるのか。	議会への報告後に算定の内容に誤りが発見された場合には、財政指標の客観性及び正確性を確保するために、財政指標を修正すべきものと考えられる。 これは、法令等に照らし財政指標の算定過程に誤りがあるような場合や算定の基礎となった書類に重大な誤りがあるような場合が該当するものであり、当該年度の前年度の決算等を基に算定された財政指標の数値に直接の影響を与えない、例えば、今後の財政運営の適正化や効率化に対する意見等が議会から示された場合にあっては、財政指標を再度算定する必要性はないものの、	健全化法 3①、22①

			当該意見を尊重し事後の財政運営にあたることが求められるものとする。	
2008/6/17	7	議会閉会中に健全化判断比率及び資金不足比率を議会に報告する場合には、どうすればいいのか。	法律上、議会に報告する場合、当該議会が開催されていることが求められている訳ではない。(cf. 専決処分の議会報告(地方自治法第 179 条)) 議会閉会中に議会に対して報告を行う場合は、対外的に議会を代表する議長に対して報告することとなる。	健全化法 3①、22① 地方自治法 179
2008/6/17	8	総務省に対して暫定値を報告するまでに、議会に報告していなければならないのか。	総務省が 9 月下旬に財政指標の暫定値を公表することとした理由は、地方公共団体が財政指標の他団体比較を行う上で、総務省が早い時期に同時に財政指標を公表することは地方団体に対して便宜的であると判断したことによる。 また、決算統計の速報値が公表される時期に、決算等に基づき算定される財政指標も合わせて公表されることが、地方財政に関する情報開示の充実に資するものとする。 なお、総務省からの公表に先立ち、地方団体において法第 3 条又は第 22 条に規定される手続きが終了していることが望ましいが、地方団体における決算審査の事務負担及び議会認定に付す時期等を踏まえると、総務省に対する暫定値の報告までに、当該団体の議会に対して財政指標を報告する十分な暇がない場合も想定される。 そうした場合には、例えば、決算認定に先立ち公表される決算の見込について議会に対して説明する際などの機会をとらえ、財政指標についてもその見込みを併せて説明することなども、検討されるべき方策とする。	健全化法 3③⑤、22③

2008/ 6/17	9	総務省に対して確定値を報告するまでに、議会に報告していなければならないのか。	法第3条第5項及び第22条第3項に規定されているように、総務大臣は報告された財政指標を取りまとめ、その概要を公表することとされている。 この場合、各地方団体においては、法律の規定に基づき財政指標等を監査委員の審査に付し、議会に報告し、かつ、住民等に対して公表した後に、総務大臣に対して財政指標が報告されることが予定されている。 総務省による確定値の公表は決算統計の確報値の公表と同じ11月下旬を予定しているが、 ① 地方団体は、決算の提出を受けた後、速やかに財政指標等を審査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、かつ公表することとしていること ② 財政指標を参考にして翌年度の予算編成に臨むことが財政の健全化を図る上で必要であること ③ 早期健全化基準以上の場合には、当該年度の末日までに財政健全化計画等を定めなければならないこと を踏まえれば、確定値の公表時期までには、議会に対して財政指標が報告されていることが望ましい。	健全化法 3③⑤、22③
2008/ 6/17	10	各団体において、資金不足比率の議会への報告及び公表の時期と、健全化判断比率の議会への報告及び公表の時期は同じでなければならないか。	法適用企業に係る特別会計の決算については、地方公共団体の長は監査委員の審査に付した決算を事業年度終了後三月を経過した後において最初に召集される定例会である議会の認定に付さなければならないとされ（地方公営企業法第30条第4項）、一般会計の決算に係る議会への報告と同時に行わなければならないとされているものではない。 健全化法においても、公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率等を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告しなければならない	健全化法 3①、22①

			とされており（健全化法第 22 条第 1 項）、資金不足比率の議会への報告及び公表は健全化判断比率と同時に行わなければならないものではないと解される。 同時に行わなかった場合は、健全化判断比率と資金不足比率に係る意見書は、別々に提出されることとなる。 なお、資金不足比率及び健全化判断比率については、他の会計との関連において比率が確定しない事項もあることから、各地方公共団体のその判断により、両者を同時期に議会に報告し、公表することも一定の合理性があるものと認識している。	
2008/6/25	11	実質収支が黒字であるため、実質赤字額や連結実質赤字額がない場合において、実質赤字比率や連結実質赤字比率を議会報告又は住民に公表する際は、「－％」と「0.00％」のいずれの記載が正しいか。	「－％」と記載し、実質赤字比率又は連結実質赤字比率が「ない」と表現する。 ただし、その場合は、「－％」と記載した上で、その実質黒字の程度（比率）を併記することにより、当該団体の財政情報の開示を通じた住民等の理解を促進することが望ましい。	健全化法 3①
2008/8/22	12	平成20年度に算定・公表する健全化判断比率について、それを公表する際に、「平成20年度の健全化判断比率」と表現するのか、平成19年度の決算値に基づくものなので、「平成19年度の健全化判断比率」と表現すべきか、いずれの表現が正しいか。	健全化判断比率の表現に関しては、法令上、「平成20年度の健全化判断比率」との表現が正しいと考えられる（政令第23条第1項「当該年度の健全化判断比率」とある）が、この表現を用いることにより、当該比率が平成20年度に算定・公表されるものなのか、平成20年度決算に基づくものなのか誤解を招くおそれがあり、健全化判断比率等の公表は、住民等にとって分かりやすいものでなければならないことも踏まえ、公表においては、「公表する年度」又は「決算の対象年度」を明らかにした以下の表現を、目的に応じて使い分けることが適当と考える。 （例）・平成20年度に公表した（する）健全化判断比率 ・平成 19 年度決算に基づく健全化判断比率	

2011/ 6/1	13	東日本大震災の影響により、健全化判断比率等の総務省への報告が困難と見込まれる場合には、どうすればいいのか。	地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに健全化判断比率を公表しなければならないとされており（健全化法第3条第1項）、公表した健全化判断比率は、速やかに総務大臣に報告しなければならないとされている（同条第3項）。 これを踏まえ、決算書、決算統計等の確認可能な資料により健全化判断比率等の算定を行っていただくことになるが、資料の流失等があった場合には、算定に利用した資料及び算定の方法について、適宜記録を残しておいていただきたい。 ※算定方法、提出期限等、不明な点があれば随時ご相談ください。	健全化法3①、③
--------------	----	---	--	----------

中分類 財政健全化計画、財政再生計画及び経営健全化計画の策定

更新日	番号	質 問	回 答	備 考
2010/ 6/23	1	財政健全化計画書の様式（省令第2号様式）の「第2 計画期間」の項目について、開始年度は指標の算定年度（健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上であることを公表した年度）を、終了年度は計画の目標を達成する見込みの年度を記載すればよいか。 また、平成20年度決算に基づく健全化判断比率が基準以上となったことにより財政健全化計画を作成する義務が生じたが、21年度決算に基づく健全化判断比率が基準を下回る見込みである場合は、計画期間は21年度のための1年間でよいか。	いずれもお見込みのとおり。 ただし、後段について、健全化令第10条第1項に規定する場合（19年度決算において、健全化判断比率のすべてが早期健全化基準未満であり、かつ、21年度決算において、健全化判断比率のすべてが早期健全化基準未満となることが確実であると認められる場合）においては、財政健全化計画の策定を要しない。	
2010/ 6/23	2	財政健全化計画書の様式（省令第2号様式）の「第7 各年度の健全化判断比率の見通し」について、「計画初年度」の欄には財政健全化計画の策定年度（計画	お見込みのとおり。	

		初年度)の決算ベースの健全化判断比率の見込みを、その後の各年度の欄には計画期間中の各年度の決算ベースでの健全化判断比率の見込みを記載すればよいか。		
2010/6/23	3	新たに経営健全化計画を定めることとなった公営企業について、ある年度(n年度)において資金不足比率が基準未満となるものの、(n+1)年度以降の資金不足比率が再び基準以上となることが見込まれる場合に、経営健全化計画の期間をn年度までとしてもよいか。	経営健全化計画は、資金不足比率を経営健全化基準未満とすることを目標として策定されるものであるが、単にある年度に基準未満となればよいものではなく、安定的に基準未満になることを目標とすべきもの。このため、経営健全化計画の期間については、n年度までとするのではなく、資金不足比率が安定的に基準未満となる年度までとすべきである。	

中分類 国等の勧告

更新日	番号	質 問	回 答	備 考
2008/6/4	1	市町村が策定した財政健全化計画について、報告を受けた都道府県知事が計画内容に対して改善を求めることができる等の規定がないため、一般的な助言・指導しかできないという理解でよろしいか。	一般法である地方自治法第245条の4及び第252条の17の5の規定に基づき、技術的な助言及び勧告を行うことは可能である。	
2008/6/4	2	財政再生団体は、総務大臣から勧告を受けた場合、当該勧告に基づいて講じた措置を総務大臣に報告する義務があるが、財政健全化団体の場合にはそのような規定がないので、財政健全化団体が都道府県知事からの勧告に応じないことも想定しているのか。	健全化法第7条に規定する「勧告」は、地方自治法第245条の4第1項に規定する「技術的な助言及び勧告」の範疇にあり、勧告を受けた地方公共団体は、それを尊重すべき義務があるもの(但し、勧告に従うべき法的拘束力が生じるものではない)。	健全化法7①

中分類 算定様式・記載要領

更新日	番号	質 問	回 答	備 考
2008/ 6/4	1	算定様式について、ファイルに保護がかけられているため、コメントを付すなどの加工ができない。保護を外した算定様式を提供願えないか。	算定様式の保護については、様式中の計算式の信頼性を確保することにより、監査委員の審査事務や各都道府県市区町村担当者のデータのとりまとめ事務への負担軽減を意図して行っているものであり、ご理解願いたい。	